

第11章 許認可・進出手続

1. 概要

会社設立については、2021年1月1日付で施行されている新投資法（61/2020/QH14）で定められており、投資プロジェクト及び外資企業を設立するための手続や必要書類については同じく2021年1月1日より施行された新企業法（59/2020/QH14）で定められている。

ベトナムにおいて会社設立などの投資プロジェクトを実施する外国投資家は、各省の管轄当局が発行する当該プロジェクトに関する投資登録証明書（Investment Registration Certificate）を取得しなければならない（投資法 第36条第1項）。この投資登録証明書の取得後、外国投資家は、企業法に従って企業登録証明書（Enterprise Registration Certificate）を取得し会社を設立する流れとなる。投資登録証明書、企業登録証明書の説明は以下の通り。

投資登録証明書：

地方人民委員会の計画投資局または工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの管理委員会が発行する（投資登録証明書の取得手続・政府機関の窓口については、次項2を参照のこと）。投資登録証明書には、当該投資案件が享受できる優遇措置も記載される。

企業登録証明書：

企業登録証明書には、登録する企業の本店住所、法定代表人に関する情報、定款資本の額などが記載され、会社の登録証としての性質を有している。

ベトナムおけると外国投資案件は、一定の重要案件について、国会、政府首相または省級の人民委員会への事前申請・承認が必要とされている。それ以外の通常の案件については、各地の計画投資局または工業団地等の管理委員会へ申請し、投資登録証明書が発効される。企業登録証明書については省ごとの計画投資局事業登録部が発行し、企業登録証明書に記載される企業コードが税コードとなる。

外国投資企業の会社設立に係る留意事項は以下の通り。

投資期間：

- ・ 経済区外の投資プロジェクトの場合、原則として最長50年
- ・ 経済区および一定の条件を満たした経済区外の投資プロジェクトの場合、最長70年

最低定款資本：

- ・ 原則自由（ただし、一部の条件付投資分野については個別に規定あり。また、実務上会社運営に必要と認めうる金額を拠出しないと審査時に却下される可能性あり。）

定款資本金の払込：

- ・ 企業登録証明書の発行から90日以内の全額の払込が必要となる。

投資金額・定款資本金の変更：

- ・ 増資、譲渡、減資は、投資登録証明書及び企業登録証明書発行機関への申請・承認が必要である。

2. 投資登録証明書の取得

投資登録証明書の申請先・発行機関は、以下の図表の通りである。

図表 11-1 投資登録証明書の取得

プロジェクトの種類	申請先・発行機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区外のプロジェクト ・ 複数の省にまたがって実施されるプロジェクト ・ 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの内外の双方に位置するプロジェクト ・ 管理組合が存在しない工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラ施設を発展させるプロジェクト ・ 管理委員会が存在しない工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク内のプロジェクト 	省レベル人民委員会の計画投資局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委員会が存在する工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラ施設を発展させるプロジェクト ・ 管理委員会が存在する工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク内のプロジェクト 	工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの管理委員会

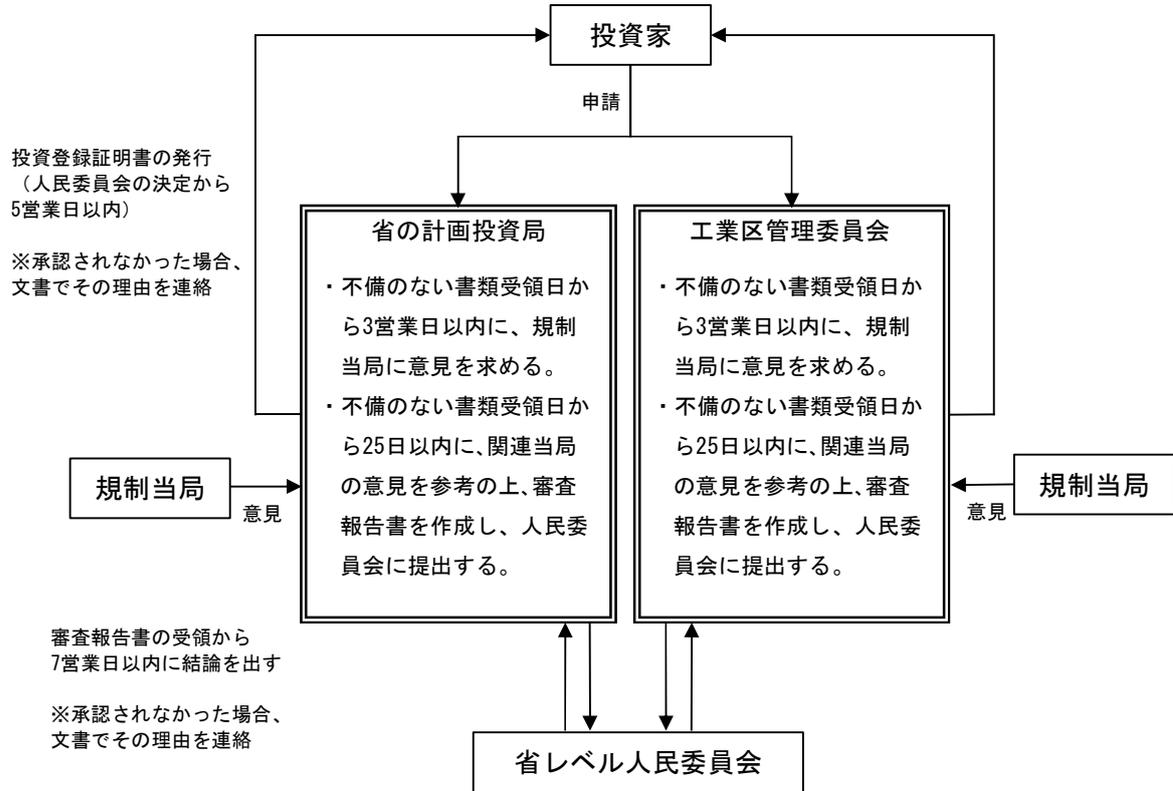
投資登録証明書取得手続は、投資額・投資分野によって、①各省の人民委員会による投資方針の承認を得る必要がある場合、②首相による投資方針の承認を得る必要がある場合、③国会による投資方針の承認を得る必要がある場合、そして④投資方針の承認を得る必要がない場合に分かれる。

投資方針の決定に際しては、計画投資省（MPI）及び投資登録証明書の発行機関は、各事業分野を所管する関連政府機関の意見を参考の上で、投資登録証明書を発行するか否かを決定する（政令 118 号第 25 条 1 項）。それぞれの手続と申請書類は、以下の通りである。

(1) 省レベルの人民委員会による投資方針の承認が必要となる場合

国会や首相の承認を必要とするプロジェクト並びに工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区で実施されるプロジェクトを除き、競売手続を経ることなく土地使用权を得た土地を利用するプロジェクトや土地利用目的の変更を伴うプロジェクトなど投資法第 32 条に該当する場合は、図表 11-2 に示した手続で投資登録証明書を取得する。

図表 11-2 人民委員会投資承認の取得と投資登録証明書の取得手続



(出所) 投資法第 33 条より作成

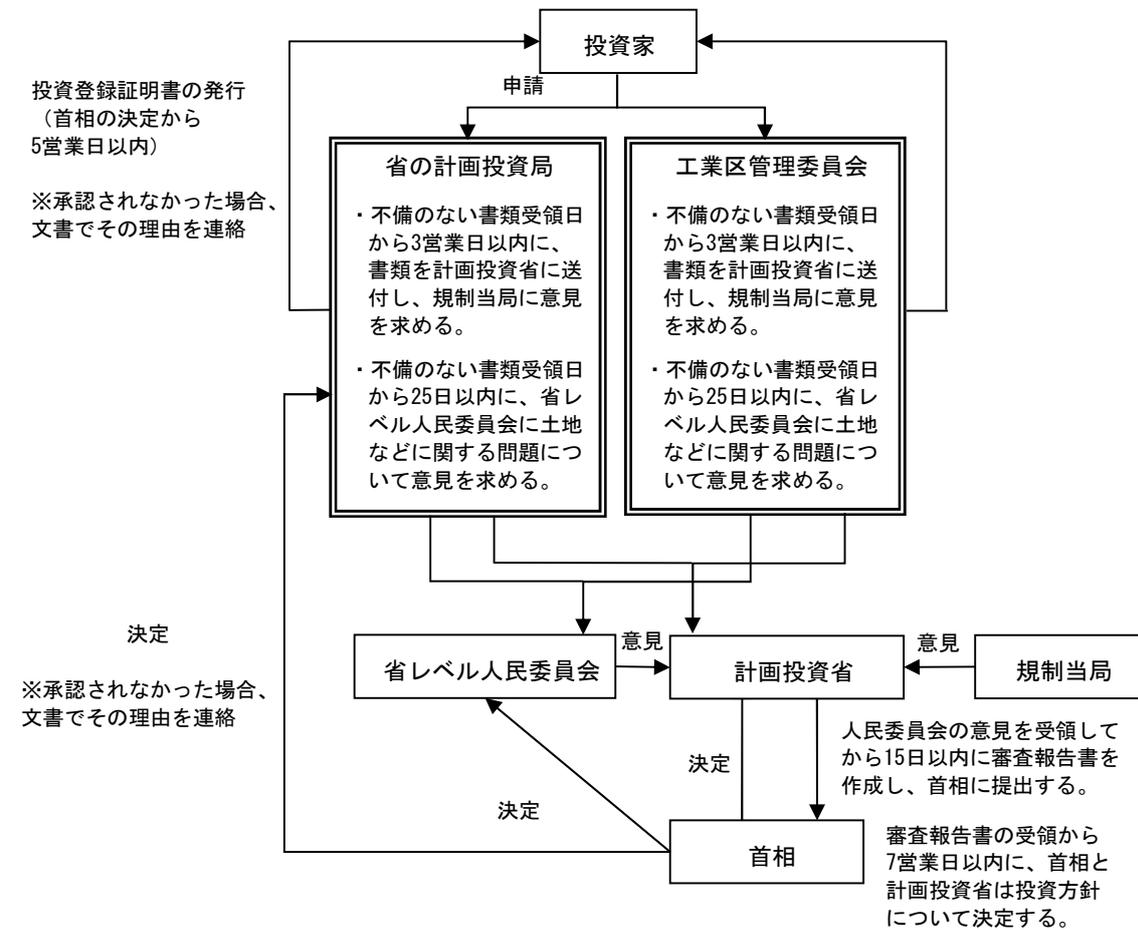
申請時に必要とされる書類は以下の通り (投資法第 33 条 1 項)。

- ① 投資証明書の発行申請書
- ② 投資家の法的地位を証明する書類 (登記簿謄本など)
- ③ 以下の内容を記載した投資提案書 :
投資家、投資目的、規模、投資資本、資本調達手段、立地、投資期間、労働需要、優遇措置の要望、社会経済影響評価
- ④ 投資家の直近 2 年分の財務報告書など
- ⑤ 土地使用に関する提案書/賃貸借契約書その他投資家の敷地利用権を証する書類
- ⑥ 一定の技術を使用する投資プロジェクトの場合は、係る技術の適用に関する説明書
- ⑦ 事業協力契約 (Business Cooperation Contract、BCC) 書 (投資形態が BCC の場合)

(2) 首相による投資方針の承認を得る必要がある場合

大規模な住民移転を必要とするプロジェクト、空港、海港または工業団地の開発プロジェクトなど投資法第 31 条に該当する場合は、図表 11-3 に示した手続により投資登録証明書を取得する。

図表 11-3 首相による投資方針の承認の取得と投資登録証明書の取得手続



(出所) 投資法第 35 条より作成

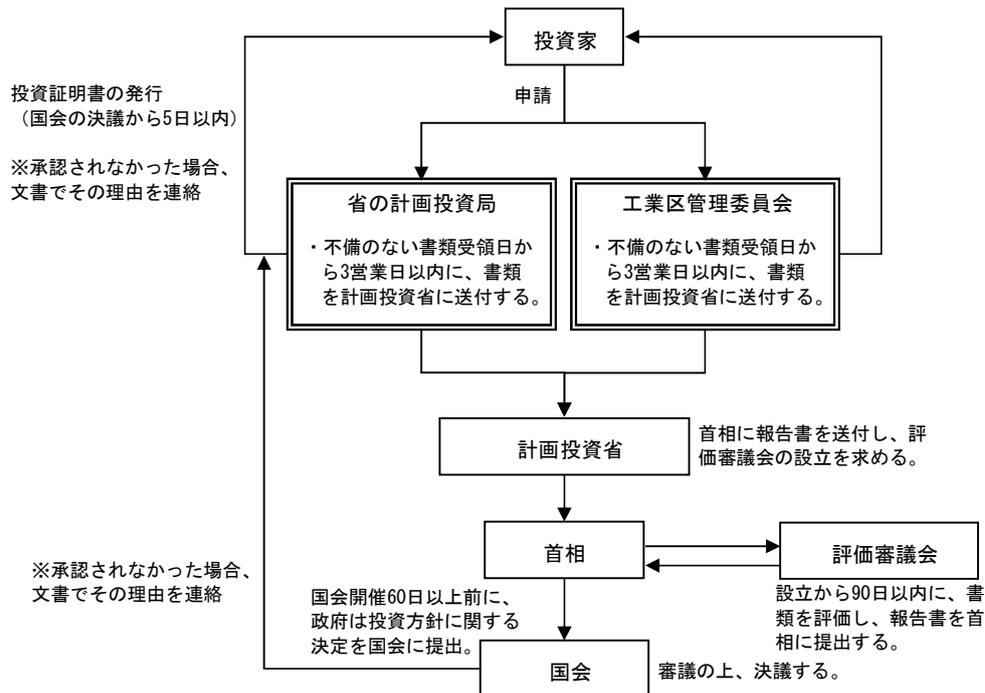
申請時に必要とされる書類は以下の通り (投資法第 35 条 1 項)。

- ①投資証明書の発行申請書
- ②投資家の法的地位を証明する書類 (登記簿謄本など)
- ③以下の内容を記載した投資提案書 :
投資家、投資目的、規模、投資資本、資本調達手段、立地、投資期間、労働需要、優遇措置の要望、社会経済影響評価
- ④投資家の直近 2 年分の財務報告書など
- ⑤土地使用に関する提案書/賃貸借契約書その他投資家の敷地利用権を証する書類
- ⑥一定の技術を使用する投資プロジェクトの場合は、係る技術の適用に関する説明書
- ⑦事業協力契約 (BCC) 書 (投資形態が BCC の場合)
- ⑧土地区画整理、移転計画 (あれば)
- ⑨予備的な環境影響評価及び環境保全措置
- ⑩経済・社会的な影響評価

(3) 国会による投資方針の承認を得る必要がある場合

環境への重大な影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトなど（例えば、原子力発電プロジェクト）投資法第 30 条に該当する場合は、図表 11-4 に示した手続により投資登録証明書を取得する（投資法第 34 条）。

図表 11-4 国会による投資方針の承認の取得と投資登録証明書の取得手続



(出所) 投資法第 34 条より作成

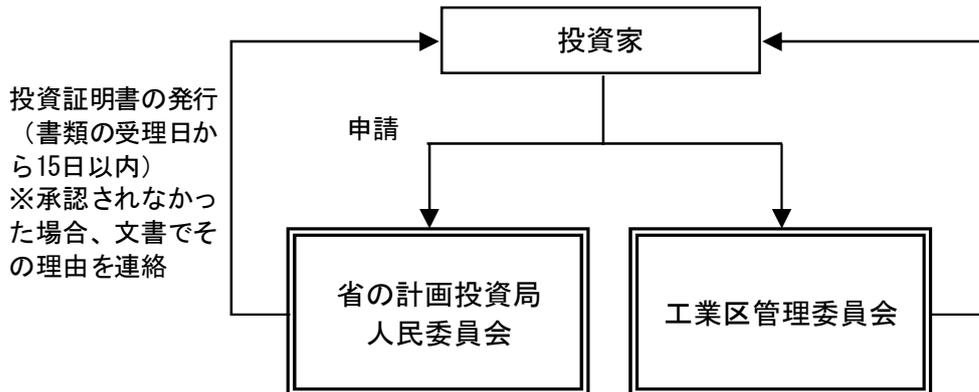
申請時に必要とされる書類は以下の通り（投資法第 34 条 1 項）。

- ①投資証明書の発行申請書
- ②投資家の法的地位を証明する書類（登記簿謄本など）
- ③以下の内容を記載した投資提案書：
投資家、投資目的、規模、投資資本、資本調達手段、立地、投資期間、労働需要、優遇措置の要望、社会経済影響評価
- ④投資家の直近 2 年分の財務報告書など
- ⑤土地使用に関する提案書/賃貸借契約書その他投資家の敷地利用権を証する書類
- ⑥一定の技術を使用する投資プロジェクトの場合は、係る技術の適用に関する説明書
- ⑦事業協力契約（BCC）書（投資形態が BCC の場合）
- ⑧土地区画整理、移転計画（あれば）
- ⑨予備的な環境影響評価及び環境保全措置
- ⑩社会経済影響評価
- ⑪特別の方針提案

(4) 投資承認を得る必要がない場合

投資家は、図表 11-5 に示した手続により投資登録証明書を取得する（投資法第 37 条）。申請時に必要とされる書類は先述(1)の場合と同じである（投資法第 37 条）。

図表 11-5 投資登録証明書の取得手続



（出所）投資法第 37 条より作成

3. 企業登録証明書の取得

投資登録証明書の申請先・発行機関は、本店所在地の地方人民委員会計画投資局の事業登録部である。企業法第 21 条（Limited Liability Company の場合）及び第 22 条（Joint-stock Company の場合）によれば、一般的に必要とされる書類の一覧は次の通りである。

- ①企業登録証明書の発給申請書
- ②定款
- ③社員名簿（株式会社の場合は株主名簿）
- ④投資家（または設立株主）の現在事項全部証明書
- ⑤投資登録証明書の写し

4. 外資系企業の義務と保管すべき書類

企業法第 8 条は企業（外資系企業を含む）の義務を、同第 11 条は企業が保管すべき書類をそれぞれ図表 11-6、図表 11-7 のように定めている。

図表 11-6 企業の義務

1. 法令の規定に基づく条件付き経営投資分野、外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野の経営を行うときは、すべての経営投資条件に適合し、経営活動の過程においてそれら条件を全て維持する。
2. この法律の規定に従って、企業登記、企業登記内容変更登記、企業の設立及び活動、報告に関する情報の公開義務及びその他の義務を完全かつ遅滞なく履行する。
3. 企業登記書類及び各報告書で申告した情報の誠実性、正確性につき責任を負う。申告又は報告した情報が正確さを欠き、十分なものではないことを発見した場合は、その各情報を遅滞なく修正、補充しなければならない。
4. 法令の規定に従って、会計業務、納税及びその他の財政的義務を履行する。
5. 法令の規定に従って、労働者の合法的、正当な権利、利益を保護する。企業における労働者の名誉、人格の差別的対応、毀損をしない。労働虐待、労働強制、法令に反した未成年者の使用をしない。労働者が学歴、職業技術の向上に参加するために有利な条件を支援、創設する。法令の規定に従って労働者に対する社会保険、失業保険、医療保険及びその他の保険制度の政策を実施する。
6. 法令の規定に従ったその他の義務を履行する。

(出所) 企業法第 8 条より作成

図表 11-7 企業が保管すべき書類

- ・ 企業の定款、内部管理規則、社員登録簿または株主登録簿
- ・ 工業所有権保護証明書、製品品質登録証明書、その他の許可証及び証明書
- ・ 企業の財産所有権確認資料及び文書
- ・ 社員総会議事録、株主総会議事録、取締役会議事録、企業による各種決定書
- ・ 証券発行目録見書・監査役会の報告書、検査機関や会計監査組織のレポート
- ・ 会計帳簿、証票及び年次財務報告書

(出所) 企業法第 11 条第 1 項より作成

5. 支店・駐在員事務所の設立の許可申請手続

支店・駐在員事務所の設立は、改正商法の施行細則である 2016 年 1 月 25 日付政令 07 号 (Decree No. 07/2016/ND-CP) で定められている。

同施行細則によれば、駐在員事務所の設立許可に関する権限は、工業団地などの管理委員会、それ以外の場合は事務所候補地の商工局 (Provincial/ Municipal Trade Services) が有し、支店の設立許可に関する権限は商工省が有している (政令 07 号第 5 条)。なお、特定の商業分野 (銀行、金融、法律サービス、文化、教育、観光など) については、関連する中央あるいは地方の政府機関が設立許可証を発行する (例: 保険事業の管轄は財務省)。必要書類については図表 11-8 を参照のこと。

図表 11-8 支店・駐在員事務所の設立許可証申請書類

	支店	駐在員事務所
管轄	商工省	各省の商業局、商業観光局
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省に定められた用紙どおりの支店設立のための申請書類 ・ 外国商人の事業登録証明書またはこれに類する書類の写し ・ 支店長に対する任命書 ・ 最新財政年度における外国商人の存在と営業活動の状況を証明できる会計監査済みの財務諸表、税金債務の支払証明書またはこれらの同等書類の写し ・ 支店の定款の写し ・ 支店長のパスポートの写し ・ 支店の設立予定地に係る仮賃貸借契約の写しなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省に定められた様式に従った駐在員事務所設立のための申請書類 ・ 外国商人の事業登録証明書またはこれに類する書類の写し ・ 駐在員事務所の長に対する任命書 ・ 最新財政年度における外国商人の存在と営業活動の状況を証明できる会計監査済みの財務諸表、税金債務の支払証明書またはこれらの同等書類の写し ・ 駐在員事務所の長のパスポートの写し ・ 駐在員事務所の設立予定地に関する仮賃貸借契約書の写しなど

(出所) 政令 07 号第 10 条 1 項、第 12 条 1 項より作成

6. 外国契約者として事業を行う際の許可申請手続

外国契約者とは、ベトナム国内で事業を行っている外国人または外国法人のうち、計画投資省 (MPI) または管轄当局による外国投資許可を受けず法人格を有さない事業体、またベトナム国内で所得が発生する外国人または外国法人を指す。例えば、ベトナム企業と「建設据付工事契約」、「技術移転契約」、「加工・委託生産契約」、「代理店・販売店契約」などの契約を締結して事業を行う外国人または外国法人が該当する。

外国契約者は事業実施にあたり、それぞれの管轄官庁から許可を受ける必要がある他、外国契約者に係る個別の規定に従うことになる。例えば、建設業は、下記の法令にも従う必要がある。

- 政令 59 号 (Decree No. 59/2015/ND-CP) : 建設法に従い、建設プロジェクトマネジメントの細則を定めるもの。外国契約者に対する営業許可、営業許可の必要条件や必要書類、外国契約者の権利や義務などを規定している。
- 政令 63 号 (Decree No. 63/2014/ND-CP) : 外国契約者の選定に関する入札法の規定の施行細則を定めるもの。